

⑥ 湖都に相応しいまちなみ ■ 近江八景・旧東海道でつながる草津市と連携した景観形成

まちなみをまもる

平成20年10月、大津市においては、市街地における適切な高度利用のあり方と古都大津にふさわしい姿について専門的に検討するため、市街地の高度利用のあり方検討委員会が設置されました。検討の結果、基本目標に掲げられた「琵琶湖でつながる大津の景観」を実現するためには、大津らしさを感じる景観の特性に配慮するとともに、時代を超えて受継がれてきた近江八景に代表される眺望景観を大切にすることが必要と結論付けられ、平成22年3月に『保全と創造で時を結ぶ「近江新八景」ルール』の提言が行われました。

平成23年1月には、商業系及び工業系用途地域を対象とした高度地区の拡充が行われましたが、近江八景のうち「矢橋の帰帆」は対岸の草津に由来する風景であり、良好な景観の保全と創造には、両市の連携が必要不可欠となります。

これに先立つ平成22年2月定例会、私は、湖国の特徴である「広がりにつながるのある風景」を守り育てるためには、対岸に位置する草津市との連携を強化し、水辺や街道の景観形成については、一体的に努めていく必要があると提言しました。これを受けて大津市は、同市と近江八景を基軸とした連携を図るために協議を行っていく方針を明らかにし、平成23年5月定例会においては、将来の市民に継承する、魅力ある景観づくりが出来るような仕組みをつくっていきたいとの見解が示されました。また、平成24年2月定例会においては、(社)滋賀県建築士会大津支部及び湖南支部(当時)が開催した近江八景をテーマとした事業に両市の職員が参加されたことを踏まえ、共有すべき理念の構築に向けた今後の取り組みについて確認したところ、両市長による対談も視野に入れながら、連携を強化するための新たな組織づくりを進めていきたいとの決意が述べられました。こうした経過を踏

まえ、平成24年9月に両市長参加のもとで開催された「大津・草津湖上サミット」においては、近江八景に象徴される対岸の景観や旧東海道でつながる歴史的景観及び屋外広告物行政等について連携を強化する必要性が確認され、同年11月に開催された「草津景観フォーラム」においては、必要となる協議会の設置に向けた話し合いが行われました。

平成22年からの取り組みが実を結び、平成25年11月には、市民と事業者との協働による景観づくりを両市が一体となって実現するため、「びわこ大津草津景観推進協議会」が設立されました。両市長によって調印された「びわこ大津草津景観宣言」には、両市民が互いに協力をし、価値の高い景観の保全と新たな創造に取り組み、いっそう愛着と魅力のあるものとして未来につないでいくことが記されていることから、今後もさらなる連携を目指して活動してまいります。



タニフェスト 2011 谷ゆうじの約束 琵琶湖岸の景観をまもるため、近江八景でつながる草津市との連携を目指します。

⑦ 市民本意の環境対策 ■ 揮発性有機化合物による空気環境の悪化を防ぐための取り組み

環境をまもる

子どもは大人よりも化学物質による影響を受けやすいことから、平成26年6月、市有施設のうち、保育・教育施設や多くの子どもが利用する文教施設等を対象とした「子どものための化学物質対策ガイドライン」が策定されました。このガイドラインには、教材等の購入や植栽の維持管理を行うにあたって、当該施設の管理者や職員が注意すべき事項が定められており、平成23年に策定された「大津市施設等における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン」及び「市有施設の室内等における化学物質に関するガイドライン」を補完する内容となっています。

子どもたちが健やかに育ち、学べる環境が守られるよう、シックハウス症候群や化学物質過敏症に対する理解を深め、今後も健康や環境リスクの低減に寄与する提言を行っています。



タニフェスト 2011 谷ゆうじの約束 薬剤の過剰な散布が公園・学校などの環境を悪化させないように努めます。

大津・まもり隊

2014年10月発行

vol.11

討議資料

発行：谷ゆうじ後援会

ご挨拶

木々の葉も少しずつ色づき始め、秋の深まりを感じる季節となりました。皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

私はこれまでの間、地方自治の本旨である二代表制をより効果的に機能させるため、是是非非の立場で市政運営をチェックし、大津市総合計画に掲げられた政策の実現に寄与する提言を行ってまいりました。また、議案の審査にあたっては、政策形成過程に問題がないかを見極め、実施する目的や期待される成果が不明確な事業費については、他会派の賛同も得ながら積極的に修正予算案を提出してまいりました。今後とも議会に付与された権能を十分に発揮し、市民の皆様からの負託にお応えできるよう、最善を尽くしてまいります。

選挙時には7つの視点で「タニフェスト（谷ゆうじの約束）」を掲げましたが、現在は青少年の健全な育成をさらなる視点とし、8つの視点で活動しています。このうち、地価の下落と事業目的の逸失に伴う含み損の累積が課題となっていた土地開発公社については、平成25年12月末日、滋賀県知事から認可を受けて解散し、清算手続きの結了を迎えました。また、近江八景・旧東海道でつながる草津市との景観施策における連携については、両市長によって「びわこ大津草津景観宣言」の調印がなされるなど、湖都に相応しい広域景観を守るための取り組みが開始されています。他の項目も含め、さらなる進捗が図られるよう、今後も努めてまいります。

大津市議会議員 谷 祐治

谷ゆうじ プロフィール

◆経歴

昭和48年11月 大津市に生まれる 大津市立志賀小学校・唐崎中学校 卒業
平成4年3月 滋賀県立石山高等学校 卒業
平成8年3月 近畿大学理工学部(現:建築学部)建築学科 卒業
平成8年4月 京都市内に本部を置く建設協同組合にて施工管理業務に従事。(平成8年12月迄)
平成8年12月 滋賀県内に本社を置く一級建築士事務所にて設計監理業務に従事。(平成18年3月からの8年間は自ら開設した事務所にて建築士登録)
平成15年8月 特定非営利活動法人 滋賀県健康福祉会 代表理事就任。
平成17年4月 大津市地域福祉計画策定委員会 委員就任(平成19年3月迄)
平成18年7月 大津市景観審議会 委員就任(平成19年4月迄)
平成18年9月 滋賀県景観審議会 委員就任(平成21年9月迄)
平成19年4月 大津市議会議員 1期目当選
平成23年4月 大津市議会議員 2期目当選
平成24年4月 公益社団法人 日本建築家協会近畿支部滋賀地域会 副会長就任
平成24年7月 一般社団法人 大津青年会議所 第60代理事長就任(平成25年12月迄)

◆議会人事(平成26年度)

生活産業常任委員会 委員
予算決算常任委員会 委員
公共施設対策特別委員会 委員
大津市都市計画審議会 委員

◆所属学会

日本都市計画学会
日本災害復興学会
日本景観学会

◆表彰等

【平成25年度】
滋賀県消防協会大津支部長表彰
(大津市消防団滋賀分団員として)
PTA功労賞(大津市PTA大会にて)
【平成26年度】
公益社団法人 滋賀県建築士会 会員表彰

◆所属政党

無所属

◆資格

一級建築士
測量士

谷ゆうじ後援会 事務所

〒520-0026 大津市桜野町二丁目1-21
メゾンみづほ103号
TEL.077-524-6164 FAX.077-524-6165
ホームページ <http://www.taniyuji.jp/>
E-mail matinami@taniyuji.jp

谷ゆうじのホームページ
ぜひご覧ください!!

谷ゆうじ

検索





タニフェスト2011 谷ゆうじの約束

実現と成果

① 健全で持続可能な行財政運営 視点 大津市土地開発公社の解散

財政規律をまもる

大津市土地開発公社(以下、土地開発公社)については、塩漬け土地の抜本的な解消が困難な状態にあったことから、外部有識者による検証の機会を設け、清算を含めた検討を行うよう求めてまいりました。その結果、平成24年1月には、不動産鑑定士や公認会計士などによって構成される大津市土地開発公社経営検討委員会が設置され、同年11月には、第三セクター等改革推進債(財政の健全化を目的に国の許可を得て行う借入れ、以下、三セク債)を活用し、土地開発公社は解散すべきとの提言が市長に対して行われました。

この答申を踏まえ、大津市は土地開発公社を解散させる方針を決定し、平成25年6月通常会議において、関連する議案が可決されました。同公社が金融機関等から借入れていた事業資金については、債務保証者である大津市が三セク債を活用して43億5,000万円の返済を行い、地価の下落と事業目的の逸失に伴う含み損の累積が課題となっていた同公社については、同年12月末日、滋賀県知事の認可を受けて解散しました。

大津市が行った試算によると、土地開発公社が事業資金を借入れていた直近の利率が年1.875%であったのに対し、弁済のために借入れた利率が0.4%であったこと、また、支払利息の一部について、必要に応じて国から特別交付税が措置されることから、償還期間である10年間で比較すると、財政の健全化に及ぼす効果額は利息分だけで約8億6,600万円(※)と試算されています。

大津市が代物弁済を受けた土地の価格は29億8,984万6,920円であり、三セク債発行額との差額については、土地開発公社に求償債務に充てる資産がないことから放棄されました。しかしながら、平成24年度末時点における5年以上の長期保有資産比率は99.9%であり、地価の下落によって多額の含み損が生じている塩漬け土地が存在していた事などを踏まえると、土地開発公社の解散は将来負担の軽減につながるものと評価するものです。

なお、土地開発公社の清算手続きは、平成26年3月13日をもって終了し、残余財産の総額1,783万1,989円は大津市に帰属しました。今後、事業用地の先行取得は土地開発基金を活用して行われることになりますが、事業化の目途の立たない土地によって流動性が妨げられないよう、運用状況を注視してまいります。

※大津市土地開発公社を存続させたとし、長期借入金に対して現在の利率が将来に渡って適用され、かつ、塩漬け土地の引き取りが全く不可能となる状況を想定しての試算。



地価の下落によって多額の含み損が生じた塩漬け土地(平成元年取得・唐橋町)

タニフェスト2011 谷ゆうじの約束 塩漬け土地の金利負担を抑制するため、大津市土地開発公社の清算を促します。

② 防災・減災力の向上 視点 家具等の転倒防止対策の推進に向けた取り組み

命をまもる

平成25年度に大津市内で実施された防火訪問での聞き取り調査結果によると、対象となったおよそ半数の世帯においては、家具等の転倒防止対策が講じられていないことが確認されました。日本で近年発生した地震における負傷原因のうち、約3割から5割は家具類の転倒・落下・移動によるものであり、大津市においても対策率の向上は喫緊の課題となっています。

平成20年6月定例会における提言を踏まえ、大津市においては、平成22年度と平成23年度において、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯を対象に家具転倒防止器具を設置する事業が実施されました。2カ年で計510世帯に取り付けがなされました。

が、転倒による負傷や火災からの逃げ遅れを防ぐためにも、災害時において支援が必要となる高齢者や障害者で構成される世帯については、支援を継続・拡充すべきと考えます。

平成26年6月通常会議において、あらたえめて提言を行ったところ、これまでの実績や他都市の状況も踏まえ、有効な施策について検討していくとの考えが示されました。東南海・南海地震等に対する備えを広く市民に啓発する上においても効果が期待できることから、今後もさらなる支援を求めてまいります。

タニフェスト2011 谷ゆうじの約束 地震発生時における家具類の転倒を防止するため、補助制度の拡充に努めます。

③ 健康で安心して暮らせる社会 視点 健康寿命の延伸に向けた取り組み

健康をまもる

健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進を図るため、インセンティブプログラムの導入を提言してまいりました。インセンティブプログラムとは、運動習慣、生活習慣、食生活習慣といった面での行動変容を、意欲を引き出す動機を付与することによって促すものであり、健康づくりのための活動を応援する仕組みとして、効果が期待できます。

大津市においては、多くの市民が継続して健康づくりに取り組む

契機となるよう、食生活などの分野で生活習慣の改善を応援くださる企業や店舗、団体等をサポーターとして募集する「健康おおつ21応援団事業」が平成26年10月より開始されました。また、平成27年度からは、検診の受診など健康づくりの取り組みにポイントを付与し、貯めたポイントに応じた特典が受けられる「健康づくりポイント活用事業」の実施が計画されています。健康寿命の延伸につながる施策が効果的に推進されるよう、今後も提言を続けてまいります。

タニフェスト2011 谷ゆうじの約束 自立して暮らせる健康寿命をのばすため、介護予防と生活習慣病対策の推進に努めます。

④ まちの賑わい・市民交流の創造 視点 近代化産業遺産を活かしたまちづくり

活力をまもる

近代化産業遺産に認定されているびわ湖大津館(旧琵琶湖ホテル)については、都市公園法において本来の用途とされている体験学習施設として機能の充実を図り、利活用を促進すべきとの指摘を行ってきました。その結果、市民団体や大学、民間企業などに所属される委員からなる「びわ湖大津館の利活用を考える検討委員会」が設置され、平成24年度末には、大津市長へ以下の提言がなされました。

【びわ湖大津館の利活用についての提言】

- 1.琵琶湖の自然を活かした環境学習施設としての利活用を図る
- 2.琵琶湖畔に位置する観光スポットとして利活用を図る
- 3.学生や地域住民、ボランティア団体等の協働の場として利活用を図る
- 4.ロケーションを活かしたイベントの場として利活用を図る

現在は、柳ヶ崎湖畔公園港を活用して観光船が就航するなど、提言にもとづいた利活用が図られつつあります。今後は、指定管理者に対するモニタリングの結果が施設の管理運営に反映されているかを注視し、利用者のニーズに見合ったサービスの充実を求めてまいります。

また、琵琶湖疏水については、観光資源として有する潜在的価値はもとより、近代化の歩みを物語る歴史的資産であることを踏まえ、まちづくりに活かしていくべきと考えています。このことから、平成26年9月通常会議においては、歴史的風致維持向上計画を策定したうえで、周辺地域を重点区域に位置付ける事を提言し、現在は、同計画を見据え、必要となる歴史文化基本構想の策定に向けて調査研究が進められています。

タニフェスト2011 谷ゆうじの約束 旧琵琶湖ホテルなど、近代化産業遺産を活かしたまちづくりに取り組みます。

⑤ 市政運営の透明性向上 視点 コンプライアンスの推進に向けた取り組み

透明性をまもる

平成23年6月、議会の全会派から選出された議員からなる政策検討会議が設置され、同年12月に大津市議会議員政治倫理条例が制定されました。政策検討会議とは、政策立案を目標に、具体的な調査・研究を行う会議であり、同条例においては、提案会派所属の浜奥議員が座長に着任されました。私は、所属会派を代表して会議に参加し、しがらみに左右されない市政を実現させるため、政治倫理基準のあり方などについて検討を重ねました。

また、平成25年8月には、当時の議長が農業委員会事務局職員に対して行政指導の変更を働きかけた事実を確認し、条例の規定に基づいて審査請求を行いました。要件審査において受理が適正と判断された後、大津市議会政治倫理審査会が設置され、審査の対象となった議員の行為は、政治倫理基準に違反するとの認定がなされました。

なお、同年9月の通常会議においては、再発防止を図る観点から、大津市議会議員が職員等の公正な職務の執行を妨げたとコンプライアンス推進員が判断する場合においては、議会側へ通知す

ることを提言しました。その結果、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の改正が行われ、平成26年4月以降、大津市議会議員が不当要求に関与している恐れのある場合には、議会事務局長への情報提供が義務付けられました。議員による不祥事を未然に防ぐ抑止力となりえるよう、今後也要望等記録兼報告書の適切な活用を求めてまいります。

職員のコンプライアンスについては、平成23年5月定例会において、公益通報制度や不当要求行為への対応について規定する条例の制定を提言しました。その後、職員による税金横領事件が発生し、総務部内にコンプライアンス推進室が設置され、平成24年4月には、大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例が制定されましたが、その後も不祥事は相次いでいます。平成26年7月には、コンプライアンス推進本部推進員会議での議論を経て、大津市職員不祥事再発防止対策が策定されました。今後は施策の推進に与える影響を見極めながら、進捗の確認を行ってまいります。

タニフェスト2011 谷ゆうじの約束 議員による口利きを禁止する条例を制定し、しがらみに左右されない市政を目指します。